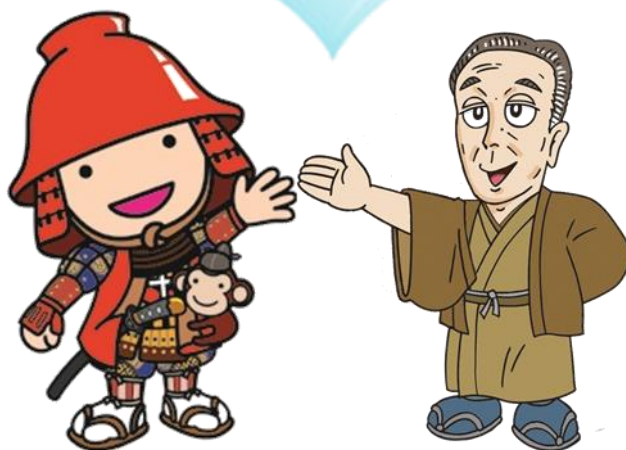


# 中津市いじめ防止基本方針

STOP! いじめ



中津市教育委員会  
平成26年 9月1日

# 中津市いじめ防止基本方針

## 目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関すること	
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめ防止基本方針策定の目的	3
4 いじめの定義	3
5 いじめの理解	4
6 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
第2章 いじめ防止等のために中津市が実施する施策	
1 中津市いじめ問題対策連絡協議会の設置	7
2 中津市いじめ問題専門委員会（学校支援チーム）の設置	7
3 中津市教育委員会の取組	
（1）いじめの防止に関すること	8
（2）いじめの早期発見に関すること	8
（3）いじめへの対処に関すること	9
第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針策定に関する考え方	9
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	10
3 学校におけるいじめ防止等に関する措置	
（1）いじめの防止	10
（2）いじめの早期発見	11
（3）いじめに対する措置	11
第4章 重大事態への対処	
1 重大事態の発生と調査	
（1）重大事態の意味	13
（2）重大事態の報告	14
（3）調査の趣旨及び調査主体	14
（4）調査を行うための組織	14
（5）事実関係を明確にするための調査の実施	14
（6）その他留意事項	16
（7）調査結果の提供及び報告	16
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
（1）再調査の実施	16
（2）再調査の結果を踏まえた措置等	17
第5章 その他いじめ防止等のための対策に関する事項	
1 中津市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の公開	17
2 中津市いじめ防止基本方針の見直し等	17
巻末 フォロー図「重大事態発生時の対応」	

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

中津市では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、市民および関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかしながら、今日の社会状況の著しい変化の中で、いじめの問題は複雑化・多様化し、インターネットを通じて行われるいじめ等新たな課題も生じてきました。

こうした社会情勢を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むべく、平成25年9月にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じた、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、大分県では、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「大分県いじめ防止基本方針」が平成26年4月に策定されました。

これを受けて、中津市におきましても、いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの防止等の取組を効果的に進めていくことが重要であると捉え、国や県の基本方針を参酌して、市内の小中学校を対象とする、「中津市いじめ防止基本方針」を策定することとしました。

また、対象となる各学校は、国のいじめ防止基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)の策定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組みます。

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関すること

## 1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本市においては、昨年度よりいじめ防止等の取組を見直し、さらに積極的ないじめの把握に努めた結果、例年の約2倍の認知件数となった。教職員等によるいじめを見逃さないためのアンテナの感度は上がりつつあるものの、認知された事案が全て解消されてはいないことも事実である。万一、発見が遅れたり、適切に対応がなされなければ、当然、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制などを整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

## 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この基本理念の下、本市は、全ての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくり、健やかに成長するよう、いじめの防止対策に積極的に取り組んでいくこととする。

### 3 いじめ防止基本方針策定の目的

以下の2つを策定の目的とする。

- ① 上記基本理念を踏まえ、さらに、本市がこれまで実施してきたいじめの防止等の対策を活かしつつ、いじめの防止及び早期発見、対処など、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に広く地域社会全体へ推進する。
- ② 学校、地域住民、家庭その他関係者がいじめ問題への対策にそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ協力的に市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない地域社会の実現を目指す。

### 4 いじめの定義

法第2条に規定されているいじめの定義は次のとおりである。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。  
この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。  
例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。  
ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。  
例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒で、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

⑥ 具体的ないじめの態様 (例)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
  - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
  - ・ 存在を否定される
  - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
  - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
  - ・ 席を離される など
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
  - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
  - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられる など
- 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 脅かされ、お金を取られる
  - ・ 靴に画鋸やガム、ゴミ等を入れられる
  - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
  - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
  - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
  - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など

⑦ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 5 いじめの理解

① いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

- ② 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査(平成25年7月)の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- ③ 本市のいじめの態様も県と同じように、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の3分の2を占め、その加害側が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

## 6 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### ① いじめの防止

法第4条に規定されているいじめの禁止は次のとおりである。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあっても、いじめは、いじめる側が悪いという明快かつ毅然とした態度を持つ必要がある。

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる「魅力ある学校づくり」は未然防止の観点からも重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

法第9条に規定されている保護者の責務等は次のとおりである。

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学

校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

- 保護者は、常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心・安全に安定して過ごせるよう愛情をもって育むことが大切である。
- 子どもが、悩みを相談できるように良好な親子関係を築くとともに、複雑化する交友関係やネットによるいじめ等のトラブルで、家庭内だけでは解決できない事案については、学校や相談機関に速やかに相談する必要がある。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と協力・連携して進める必要がある。

## ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## ③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## ④ 地域や家庭との連携について

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

本市では、中津市地域協育振興プランをもとに、学校、家庭、地域社会が協働で子ども達を見守り、育むための「協育」ネットワーク等の充実を図っている。

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について地域や家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも必要である。



⑤ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

教育相談の実施に当っては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2章 いじめ防止等のために中津市が実施する施策

### 1 中津市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、市や地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する、「中津市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

① 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、学校、中津市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）、子育て支援課、中津児童相談所、地方法務局（中津市）、中津署、弁護士会、医師会など、その他の関係機関の代表等により構成される。

② 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

- 市の基本方針に基づく各団体等の取組状況
- いじめに関する学校の現状や課題
- いじめの防止等に向けた効果的な取組
- いじめの防止等に向けた団体間の連携
- 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し など

### 2 中津市いじめ問題専門委員会（学校支援チーム）の設置

教育委員会は法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「中津市いじめ問題専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

本組織は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。

① 専門委員会の構成

専門委員会の組織の構成も調査を前提として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合にはいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・

中立性を確保する。

- ② 専門委員会の機能、役割
  - 市の基本方針に基づきいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行う。
  - いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
  - 学校長の要請に基づき専門員を学校に派遣する。
  - 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が法第24条に基づく調査を行う必要がある場合に、専門的知見から助言を行う。

### 3 中津市教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止に関すること

- ① 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫したわかる授業づくりの推進を図るよう指導・助言する。  
また、全ての教員が教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも互いの授業を参観し合う公開授業を行うなど、わかる授業づくりの体制を推進する。
- ② 児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にする態度を養うため、学校と連携しながら、全ての教育活動を通じて人権教育や道徳教育及び体験活動等の充実を図るよう指導・助言する。
- ③ 12月を「いじめ防止キャンペーン」月間とし、学校と連携の上、児童生徒のいじめ防止等の重要性などの理解を深める。また、本市のいじめ問題への取組や学校における取組状況などを、市教育委員会ホームページ等により保護者や市民に広報し、いじめの防止等に関する理解の促進を図るよう指導・助言する。
- ④ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校において教職員対象の研修等を実施するとともに校内研修の充実を推進する。
- ⑤ 定期的に各学校におけるいじめ防止及び実態把握等のための取組等について調査・点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。
- ⑥ 交流及び共同学習などを通して障がいに対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある児童生徒に対する適切な支援や指導等を充実させる「特別支援教育」を推進する。
- ⑦ 携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメールを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐため、各学校において、関係機関等と連携して児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への必要な啓発を図るよう推進する。

#### (2) いじめの早期発見に関すること

- ① いじめの実態把握及びいじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査（アンケートを年3回）その他の必要な措置を講ずる。
- ② いじめ防止委員会の取組等について定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。
- ③ 既存の「義務教育何でも相談」におけるいじめに関する相談及び通報を受け付けるための体制を充実させるとともに、それ以外の相談窓口の一層の周知を行う。
- ④ 児童生徒が出すいじめのサインを見逃さないようにするなど、いじめ発見等のためのマニュアル本（県発行）の活用を推進する。
- ⑤ 定期的なネット巡視を行い、インターネット上の問題ある書き込み等をチェックし、問題となる情報を発見した場合には、学校と関係機関と連携・協力して適

切な対応を行う。

### (3) いじめへの対処に関すること

- ① 学校による調査や相談窓口等で把握したいじめについては、速やかにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともにいじめた児童生徒に対して事情を確認した上で適切かつ継続的に指導及び支援をするための必要な措置を講ずる。なお、これらの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関等の連携のもとで取り組むよう指導・助言を行う。
- ② いじめ問題の解決が長期化、複雑化又は深刻化するおそれのある重大事態については、学校支援チームを活用し、いじめ問題の解消を図る。学校支援チームは、いじめに悩む児童生徒や保護者への助言や支援を行うとともに、対応に苦慮している学校への指導・助言や支援も行う。さらに、指導後の経過の把握や再発防止に向けた指導・助言も行う。
- ③ 児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として、直ちに警察に相談・通報することが必要なものについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察と連携した対応をとるよう学校に指導・助言する。
- ④ 学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、状況に応じて当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、学校がいじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめた児童生徒やその保護者に対する指導や助言を行うことができるようにするため、学校相互間の連携・協力・体制を調整する。

## 第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針策定に関する考え方

法第13条に基づき、国又は県・市の基本方針を参酌して、各学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

法第13条に規定されている学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は次のとおりである。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校基本方針には、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の取組と年間計画、取組を実施する「組織」等についても、学校の実態や実情を踏まえて盛り込んでいく必要がある。

- 学校基本方針を策定するにあたっては、検討段階から保護者や地域関係者等の参画が、その後の学校の取組に理解と協力を得る上で有効となる。

- 学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

推進法が求める学校基本方針とは、文字通りの方針というよりは、学校のいじめに対する「行動計画」に近いものと考えられる。

- ・それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かるもの。
- ・それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのかが分かるもの。
- ・それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの。

つまり、その学校において、生徒指導がいかに組織的・計画的に行われようとしているのかが分かるもの、と言える。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条に基づき、学校基本方針に従っていじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、当該校の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

いじめ防止対策委員会は、必要に応じて、当該校の教職員に加え、心理や福祉などの外部専門家等の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

いじめ防止対策委員会は、次のような役割を担う。

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等が考えられる。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直しや取組状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を担う役割も期待される。

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

### (具体的取組の例)

- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、すべての児童生徒が参加・活躍できるような授業を工夫し、わかる授業づくりを目指す。

- 道徳教育、人権教育など、学校教育活動を通して、児童生徒のいじめをしないさせない人間関係や集団づくりを指導・推進する。
- 「いじめ防止キャンペーン」月間等の機会に、児童生徒が児童会や生徒会を通して行う主体的ないじめ防止に関わる活動に対して、教職員が指導・支援することで、自己指導能力の育成を図る。
- 「いじめ防止キャンペーン」において、啓発活動を行うなど、学校独自の取組を実施する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、学校は、アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめの相談をしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

### (具体的取組の例)

- 児童生徒が出すいじめのサインを学校全体として見逃さないようにするための県発行のマニュアル本等を参考にするなど学校の実情に応じた教職員用のいじめ発見のための注意・チェック事項等を整理・作成する。
- いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートなど、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを策定する。
- 独自のアンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。
- 定期的な調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に努めるとともに、調査実施後の対応の仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進する。
- 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
- 児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための、教育相談週間を設定する。

## (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会（以下「組織」という。）を活用し、速やかに組織的で対応することが必要である。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置き、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、指導を行うことが大切である。

学校は市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処することも必要である。

### (具体的措置の例)

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応を適切に行い、組織的に情報収集を行う。
  - いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

- (暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
  - 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聴き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
  - その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
  - いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行う。
  - 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
  - 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- ② 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- 学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担をする。
    - ・ いじめを受けた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
    - ・ その保護者への対応
    - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
  - 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
  - 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ③ いじめを受けた児童生徒に対する指導・支援を行う。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
  - いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
  - いじめを受けている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ④ いじめた児童生徒に対する指導・支援を行う。
- いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする。(いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。)
  - いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
  - いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
  - 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)からも、いじめに向かう可能性があるため、運動や読書等で適切に発散できる力を育む。
- ⑤ 学級・学年等へ対する指導・支援を行う。
- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
  - いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
  - はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ⑥ 組織体制の充実を図る。
  - 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
  - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
  - 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎを行う。
- ⑦ 保護者と連携する。
  - 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
  - いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
  - 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

法第28条に規定されている学校の設置者（市教育委員会）又は学校による対処は次のとおりである。

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けて重大事態（法第28条第1項の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて市長に、重大事態の発生について報告するとともに、教育委員会又は学校は、重大事態に対し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受け

た児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

なお、教育委員会は、市長のほか、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため県教育委員会にも報告する。

## (3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導及び人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって調査を行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

## (4) 調査を行うための組織について

### ① 学校が調査主体となる場合

- 法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施する。
- 外部から専門的知識、経験等を有し、かつ、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者を加える等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

### ② 教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会が行う調査は、教育委員会の下に適切な調査組織を設置して行う。
- 学校で発生した重大事態について、学校が自ら主体となって調査をしても十分な結果が得られないと判断した場合、教育委員会は、「中津市いじめ問題専門委員会」を調査組織として調査を行う。

## (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、い



つ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査に当たり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもない。学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

調査を実効性あるものとするためには、学校と教育委員会は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。

学校と教育委員会は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係を確認するとともに、いじめた児童生徒への適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。
- 調査を行うに当たり、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、より積極的に指導や支援を行う他、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方針について協議し、調査に着手する。
- 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

③ 自殺の背景調査における留意事項

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- 調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できうる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- 資料や情報は、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 学校が調査を行う場合は、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫し

た情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### （６） その他留意事項

- 法第２３条第２項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた学校において、重大事態であると判断した場合、そのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第２３条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。
- 事案の重大性を踏まえ、学校において必要やむを得ず緊急避難措置として他の学校への転学等の措置を行う場合は、就学校指定の変更や区域外就学等の弾力的な連携・対応などの支援措置を行う。
- 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### （７） 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供
  - 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
  - これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように留意する。
  - 質問紙調査等の実施により得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒又は保護者に提供する場合があり得ることを調査対象となる在校生や保護者に、調査に先立ち説明する等の措置をとる。
  - 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。
- ② 調査結果の報告
  - いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、また、教育委員会が実施した調査は、直接市長に報告する。
  - いじめの重大事態についての調査結果（学校・教育委員会）は、市長に報告するとともに、県教育委員会にも報告する。

## ２ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### （１） 再調査の実施

- 重大事態の報告を受けた市長は、法第３０条第２項の規定及び法第３１条第２項の規定により、報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うこ

とができる。

- 再調査を行う機関は、専門的な知識または経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## **(2) 再調査の結果を踏まえた措置等**

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、中津市いじめ問題専門委員会（学校支援チーム）の専門家の派遣による重点的な支援など、必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

## **第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項**

### **1 中津市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の公開**

教育委員会は、市ホームページ等において、市基本方針及びその取組状況を公表するとともに、学校における学校基本方針の策定状況及び取組状況を確認の上、併せて公表する。

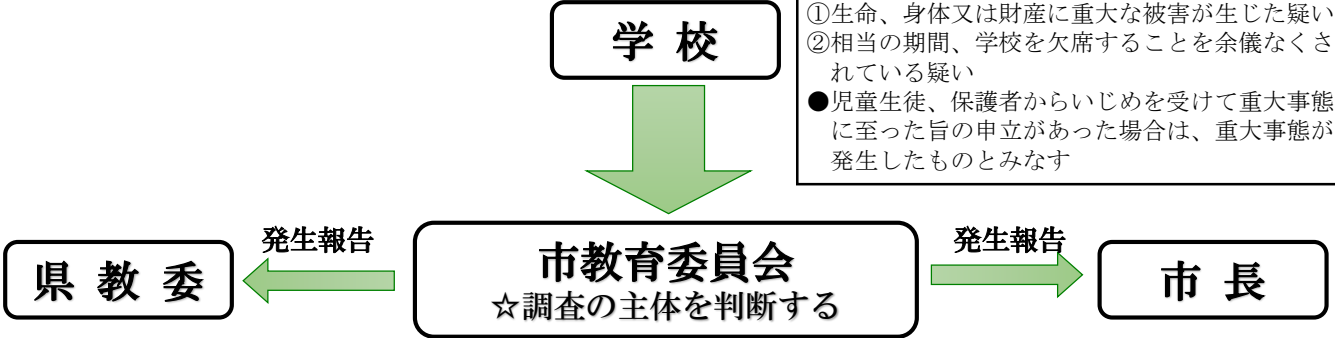
### **2 中津市いじめ防止基本方針の見直し等**

市は、市の基本方針の策定から3年を目途として、国・県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講ずる。

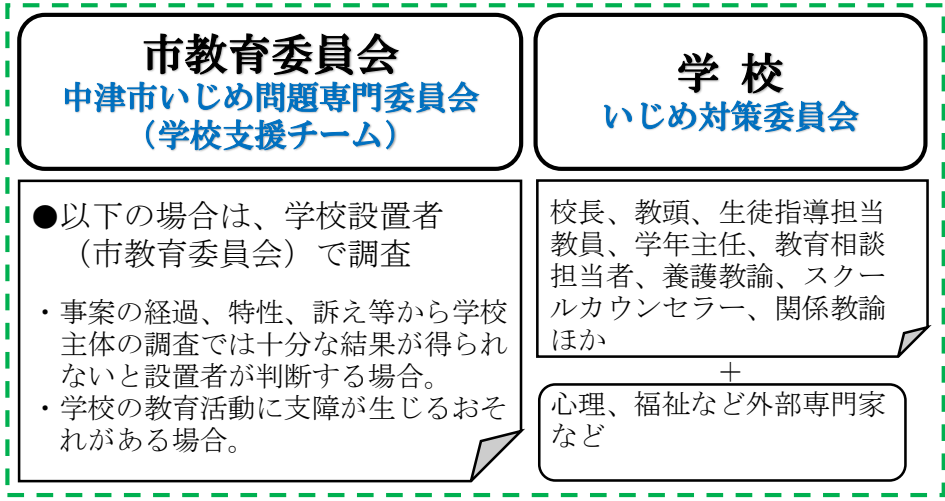
# 重大事態発生時の対応



※重大事態の意味  
 ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い  
 ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
 ●児童生徒、保護者からいじめを受けて重大事態に至った旨の申立があった場合は、重大事態が発生したものとみなす

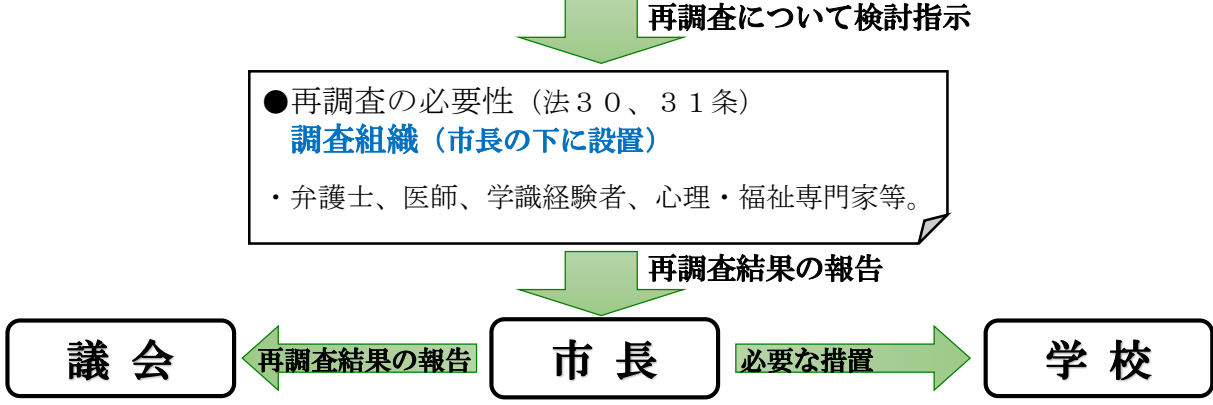


事実確認の調査 (法28条)  
 調査組織 (第三者も構成員)



調査結果の報告  
 ※希望に応じ児童生徒又は保護者の所見を添付

●再調査の必要性 (法30、31条)  
 調査組織 (市長の下に設置)  
 ・弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉専門家等。



当該重大事態と同種事態の発生の防止